

教育用端末機の使用に関する同意書

1人1台の教育用端末機(以下Chromebook)は、児童生徒の学習に役立てるために、大和市が貸し出しているものです。昨年度から使用し始め、回数を重ねるごとに適切に扱えるようになってきています。学校では、活用のルールや情報モラルなどを学習し安全に使用できるように指導しています。

今後、Chromebookを持ち帰って家庭で学習をする可能性があります。学校での使用方法やルールを保護者の方と共通理解し、ご家庭でも活用できるように準備を進めておりますので、以下の14項目をお読みになり、同意書の提出にご協力ください。

【Chromebookの使用について】

- 目的等 (1) Chromebookは、学校・家庭での学習用としてのみ使用します。
(2) インターネットで学習に関係のない不適切なサイトの閲覧はしません。
(3) Chromebookには、学習に関するデータだけを保存します。
(4) 教職員が、Chromebookを適切に使用しているかどうかを確認することがあります。
(5) ご家庭では、保護者がChromebookを適切に使用しているかどうかを確認します。
- 取扱い (6) アプリの配置やパスワードの変更、インストールやアンインストール等、端末の設定を変更しません。
(7) Chromebookを他の人に貸したり使用させたりしません。
(8) Chromebookを大切に使用し、不具合等(紛失、汚損、破損を含む)が発生したときは、速やかに学校に連絡します。(持ち帰り時における不具合につきましては、原状復帰をお願いする場合があります。)
(9) 「児童クラブ」「放課後ひろば」では使用できません。
- モラル (10) 自分や他の人の個人情報を守ります。
(11) IDやパスワードはお子様が管理します。
(12) 他人を傷つけたり嫌な思いをさせたりする書き込みはしません。
- 健康 (13) 正しい姿勢を保つ、長時間使用しすぎないようにする等、健康面に留意して使用します。
- その他 (14) 「上和田小学校Chromebook活用のルール」及び「大和市教育用端末機貸出要領」の規定を守ります。
す。
上記ルールや要領につきましては大和市教育研究所のHPをご参照ください。
大和市教育研究所HP・・・<http://www.city.yamato.lg.jp/web/kenkyu/>



※4年生以上には、6月初旬頃、「Chromebookの持ち帰りについて」・「ルーターの貸し出しについて」のお知らせを配付します。1～3年生は、発達段階を考慮し、当面の間、家庭への持ち帰りは行わず、校内での利用とします。

切り取り

上記の条件を守り、Chromebookを卒業までの期間使用します。

大和市立 上和田小学校 学校長 様

令和 年 月 日

学年・クラス 年 組 番

児 童 名

保 護 者 名